

和光市日常生活圏域中央エリアにおける

保育所整備・運営事業公募要領

和光市では、「子ども・子育て支援事業計画」における2019年度整備事業において、待機児童の解消に資する、保育サービス提供の基盤整備を行うため、保育所整備・運営事業の事業者を公募します。

1 事業の内容

- 事業名

和光市日常生活圏域中央エリアにおける保育所整備・運営事業

本事業は、事業者が保育所の土地の確保、整備及び運営を行うものとします。

- 事業の概要

施設種別	保育所
開設予定日	2020年4月1日 ※開設に伴う事務手続に要する期間を考慮し、予定日に開設できるよう整備事業を完了させること。
定員	75～80名程度の定員とし、以下の要件を満たすこと。定員の最終的な設定は、市との協議による。 ・年齢は1～5歳児とし1歳児は15名以上とすること。
保育時間	午前7時から午後6時までの11時間
休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日まで。（休日保育の実施を妨げるものではありません。）
その他保育事業	①延長保育 ②障害児保育 ※①から②に定めるものは必須とし、他の事業提案も可能です。

※ 整備において、開発行為等を行う区域の面積が500㎡以上の場合は、都市計画法に基づく開発行為等の手続きのほかに「和光市まちづくり条例」に係る手続きが必要となります。（和光市まちづくり条例については、市HPにてご確認ください。）

- 整備エリア（日常生活圏域）

公募地域	整備件数（定員）	公募事業者数
【中央エリア】 中央1・2丁目、本町、西大和団地、丸山台1～3丁目、広沢 ※特に中央1・2丁目、本町、丸山台1～3丁目	1ヶ所 (75～80名程度)	1事業者

※整備箇所は、子ども・子育て支援事業計画におけるランドデザイン（圏域別の整備計画）に基づくもので、中央エリアとして設定しています。

- 整備における注意事項

- ア 近隣住民の要望に対する対応

施設建設に当たっては、昨今の保育所等整備に係る生活環境の変化への懸念等を鑑み、騒音や地域の交通量等に配慮した配置・設計を行い、近隣住民に対し十分な説明を行うとともに、意見や要望に対して誠実に対応してください。

- イ 施設整備に当たっての留意事項

- (ア) 物件を賃貸借する場合に、物件所有者が事業運営について承諾していること。
- (イ) 施設の延床面積が100㎡を超える場合、建築基準法で定める保育の用途に変更すること。
- (ウ) 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。なお、これによらない場合は建築物の耐震診断及び改修促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法より行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄筋コンクリート造の建築物にあっては I_s 値が0.6以上かつ、 α 値が1.0以上もしくは $C_t u S_d$ 値が0.3以上、木造の建築物にあっては I_w 値が1.0以上であることが確認された建築物であること。
- (エ) 保護者が送迎の際に一時的に利用する自転車の駐輪場所に配慮すること。
- (オ) 敷地内に給食の材料搬入や緊急時等に利用する車両置場を確保すること。
- (カ) 屋外遊戯場については、敷地内で基準面積を確保するよう努めること。
- (キ) 周辺環境を考慮し、保育事業所としての安全に配慮した施設とすること。
- (ク) 施設整備にあたっては、法令、規定等を遵守すること。

2 保育園園舎整備費用に対する補助について

市では、整備費に対する補助金として、国の保育対策総合支援事業費補助金の「保育所等改修費等支援事業」を対象とした補助金の交付要綱に基づき交付予定です。（うち2/3 国負担、1/12 市負担、1/4 事業者負担）この補助金交付要綱に基づき、市が算出した補助金の採択を前提とし、市の予算の範囲内で交付します。補助制度が変更となった場合は、変更後の補助制度に基づき交付いたしません。なお、補助対象外の法人については、施設整備の補助金はありません。

①対象経費

賃貸物件により、新たに保育所を設置するために必要な改修等にかかる費用

②補助基準額

3,200万円（2019年度予定）

③補助率

補助金の額は、上記②の補助基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額（「補助基準額」という。）を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）。

3 応募資格

本事業に応募することができる者は、次の要件をすべて満たす者とします。

- 次のいずれかに該当する法人であること。

- ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人

イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

ウ 日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)に規定する日本赤十字社

エ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
オ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社

- ・ 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築くことができる事業者であること。
- ・ 児童福祉事業に熱意と見識を有し、認可保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会信望を有していること。
- ・ 「保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)」を十分に理解し、和光市子ども・子育て支援事業計画に基づく子ども・子育て支援行政について積極的に協力できる事業者であること。
- ・ 児童福祉法第34条の15第3項第4号の欠格事由に該当しないこと。
- ・ 子ども・子育て支援法第52条第2項に該当しないこと。
- ・ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- ・ 法人及び代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- ・ 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。
- ・ 経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が社会的信望を有すること。
- ・ その他法令等に違反しない事業者であること。

4 事業者選定スケジュール

- ・ 公募要領の配布
 - ア 配布期間 2019年3月5日(火)から4月5日(金)までの間の市役所開庁日
8時30分から正午、13時から17時
 - イ 配布場所 和光市役所1階 和光市子どもあんしん部保育施設課
和光市ホームページからのダウンロードも可能
- ・ 質問書の受付
 - ア 受付 FAX又は電子メールにより提出
 - イ 受付期間 2019年3月5日(火)～3月11日(月)
- ・ 質問書の回答 3月13日(水)質問した事業者へFAX又は電子メールにより回答
和光市ホームページにも公開
- ・ 参加表明書の受付
 - ア 受付 FAX又は電子メールにより提出(原本は公募申請書に添付)
 - イ 受付期間 3月5日(火)～3月15日(金)
- ・ 公募申請書の締切 4月5日(金)午後5時15分まで(郵送不可)
- ・ 第1回選定委員会 4月中旬予定
- ・ 第1次選考会(書類審査) 同上
- ・ 第2次選考会(プレゼンテーション・ヒアリング) 4月下旬

- 第2回選定委員会開催（事業者選定） 4月下旬
- 選定結果の公表（ホームページ等） 同上
- (11) 基本協定締結 5月中旬頃

5 提出書類

公募申請書（提案書等）の提出書類は、（別紙）提出書類一覧表のとおりとし、様式に定めのないものはA4版で任意の書式とします。正式な提案書等は1部とし、残り8部はコピーでも構いません。

- ※ 提出書類は、一覧表の順序に従ってインデックスを貼りA4フラットファイルで提出してください
- ※ 持参時に書類の確認を行います。あらかじめ電話（保育施設課施設整備担当 048-424-9131（直通））で日時を予約の上、お越しください。予約がない場合、対応できない可能性があります。

6 選定の基準

事業者選定における評価は、以下の基準により行います。

（主な項目）

- 応募の動機・運営方針
- 経営基盤の安定性
- 資金計画・設計の考え方
- 和光市子ども・子育て支援事業計画との関わり方
- 保育方針・提供するサービス・保育等の質
- 事業展開の確実性

7 優先交渉権者の選定

- 事業者の選考等

選考にあたっては、第1次選考（書類審査）の結果により、第2次選考によるヒアリングを行い、選考委員会の審査結果に基づき市長が優先交渉権者を決定します。

なお、本申請の提出事業者が3者を超える場合は、第1次選考の結果により評価が高い事業者から上位3者により第2次選考を行います。
- 審査結果の公表

第1次選考及び第2次選考における審査結果は、該当事業者全員に通知します。また、第2次選考における審査結果は、市のホームページで公表します。
- 優先交渉権者との協議・協定締結

市は、優先交渉権者と細目協議を行い、協定を締結します。
- 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。

 - 優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。
 - 優先交渉権者が辞退の届出をしたとき。
 - 優先交渉権者との協議が不調となったとき。

- その他
審査及び交渉権者との協議の結果、適切な事業者がないときは、再募集する場合があります。
また、選定等の結果については、異議を申し立てることはできません。

8 留意事項

- 費用の負担
応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- 提供した資料の取扱い
市が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を開示することを禁じます。
- 提出書類の変更の禁止
提出された書類の提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。
- 虚偽の記載をした場合
応募者が提出された書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。
- 提出書類の取扱い
提出された書類は返却しません。
提出された書類は、事業者選考の実施に関する報告のため必要な場合を除き、事業者の許可を得なければ公表しません。
- 著作権
ア 事業者の決定までの間、提案書類の著作権は事業者に帰属します。ただし市は、事業者選考実施に関する報告等のため、必要な場合には提案書類の内容を無償で使用できるものとします。
イ 事業者の決定後、選考された提案書類の著作権は市に帰属し、選考されなかった提案書類の著作権は応募者に帰属するものとします。

9 問合せ先

和光市子どもあんしん部保育施設課施設整備担当
〒351-0192 和光市広沢1-5
電話 048(424)9131
FAX 048(464)1926
Eメール d0200@city.wako.lg.jp

(別紙)

提出書類一覧表

No.	書類名	提出部数	説明	
1	公募申請書	9部	様式1	
	添付書類 1-1 応募の動機	9部		
2	法人概要書	9部	様式2	
	添付書類	2-1 理事会、取締役会等の議事録	9部	事業設置を決定したもの（原本証明のあるもの）
		2-2 法人登記簿謄本	9部	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの
		2-3 定款	9部	最新のもの
		2-4 法人代表者の履歴書	9部	
		2-5 財産目録	9部	最新のもの
		2-6 決算書	9部	直近3年度分
3	施設計画概要書	9部	様式3	
	添付書類	3-1 資金計画	9部	借入金がある場合は、償還計画を含む。
		3-2 施設・設備の配置図	9部	用途名、床面積、有効面積を記入すること。
		3-3 施設平面図	9部	
		3-4 事業実施予定建物の建物検査済証の写し等	9部	
		3-5 工程表	9部	
		3-6 資金計画	9部	賃貸物件で改修等の必要性がある場合は提出すること。また、借入金がある場合は、償還計画を含む。
		3-7 近隣住民に対する配慮	9部	説明会、駐輪及び駐車対策など
		3-8 保育事業所設置承諾書	9部	
4	運営計画概要書	9部	様式4	
	添付書類	4-1 収支予算書	9部	3年分
		4-2 その他保育事業提案書	9部	事業ごとに作成 ※地域子ども・子育て支援事業を実施する場合は、定員を明記すること。
		4-3 施設の目的及び運営方針	9部	保育所としての目的及び運営方針
		4-4 保育計画	9部	保育指針に基づいた ・全体的な計画（案） ・年齢毎の指導計画（案）及び個別的計画（様式）を提出すること。
		4-5 給食対応	9部	給食、調理、食育、アレルギー児対応、食中毒対応など
		4-6 安全・防犯・災害対策	9部	具体的対応

	4-7 虐待への対応	9部	具体的対応
	4-8 苦情対応	9部	具体的対応
	4-9 保護者との連絡	9部	保育内容等の理解、協力を得る方策
	4-10 人材育成	9部	職員研修、育成方策など
	4-11 個人情報の保護	9部	個人情報の保護のための方策
	4-12 家庭的保育事業等との連携についての考え方について	9部	
5	既設園行政監査の指摘事項の写し	9部	
6	参加表明書	9部	
7	プレゼン用資料	30部	プレゼンの3日前までにご提出ください。

※正式な提案書等は1部とし、残りの提出部数はコピーでも構いません。

※提出書類は、上記に示すNo.の順序に従い、インデックスを貼ってA4フラットファイルで提出してください。

※持参時に書類の確認を行います。あらかじめ電話(保育施設課施設整備担当 048-424-9131(直通))で日時を予約の上、お越しください。予約がない場合、対応できない可能性があります。